



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年2月19日金曜日 第2142号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医師の指定.....	110
指定医師の所在地の変更.....	110
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	110
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	111
建設業者の許可の取消し.....	113
道路の区域変更(県道新居浜東港線).....	113
土地改良事業の工事完了の届出.....	114
道路の区域変更(県道松山松前伊予線).....	114

道路の供用開始().....	114
建設業者の許可の取消し.....	114
道路の供用開始(一般国道379号).....	114

公営企業告示

落札者等の告示.....	115
--------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第181号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成22年2月19日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
視覚障害	眼科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	篠崎友治	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成22年2月1日
肢体不自由・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	神経内科	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	戸井孝行	東温市横河原366番地	平成22年2月1日
視覚・聴覚障害	神経内科	やまぐちクリニック	山口礼子	南宇和郡愛南町御荘平城4136-5	平成22年2月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	財団法人積善会附属十全総合病院	大橋勝久	新居浜市北新町1番5号	平成22年2月1日

○愛媛県告示第182号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成22年2月19日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
佐藤真	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366	喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632-3	平成22年1月8日
伊東亮治	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成22年1月15日

○愛媛県告示第183号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
藤原ショッピングセンター	松山市藤原二丁目8番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	株式会社フジ 午後10時 株式会社四国パン工房 午後10時 株式会社クックチャム 午後10時 有限会社あぼんりー 午後10時	株式会社フジ 午後11時 株式会社四国パン工房 午後11時 株式会社クックチャム 午後11時 有限会社あぼんりー 午後11時	平成22年 3月1日	平成22年 2月10日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第184号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
南久米ショッピングセンター	松山市南久米町538外	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後10時	午後11時	平成22年 3月1日	平成22年 2月10日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時45分から午後10時15分まで	午前6時45分から午後11時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第185号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 2月19日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直 人

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 廣瀬 博
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設に関する事項
(1) ケン化塔脱ガスコンデンサ(3E-551)

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり8トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年4月15日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~12.0 最大 8.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 750
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 74,000 最大 100,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 6	

備考 汚水等は、液中燃焼設備(4CT)で処理する。

- 汚水等の処理施設に関する事項
(1) 焼却炉(4CT)

設置年月日	平成15年11月17日
処理施設の種別	化学処理
処理施設の型式	液中燃焼
処理施設の構造	外筒鋼板内部耐火レンガ製
処理施設の主要寸法	内径3.4メートル 高さ11.8メートル

処理施設の能力	1日当たり227立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	液中燃焼方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~10.0 最大 7.0~11.0	通常 7.0~10.0 最大 7.0~11.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 33,035 最大 45,103	通常 10 最大 50
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 200 最大 300
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 36,600 最大 44,000	通常 20 最大 30
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 195 最大 224	通常 624 最大 750	

備考 汚水等は、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)で処理する。

- 酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)

設置年月日	平成21年1月31日		
処理施設の種別	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦160メートル 横71メートル 高さ6.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 830.4 最大 1,162.6	通常 205.5 最大 287.7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 436.4 最大 881.5	通常 33.4 最大 71.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,250.2 最大 1,500.2	通常 176.9 最大 212.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16.5 最大 31.9	通常 2.8 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6,072 最大 7,374	通常 6,072 最大 7,374

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 17.25 最大 35.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 29.46 最大 69.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22.92 最大 30.0

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.59 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 252,107 最大 327,000

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
	通常 17,174 最大 33,000	

備考 この他に、雨水排水口が35箇所ある。

○愛媛県告示第186号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 2月19日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-16)第2853号	平成17年2月28日	西日本鑿泉(株)	蟻塚 昌洋	四国中央市金生町山田井64-3	平成22年1月8日	電気工事業 管工事業	建設業の廃止(一部)
(般-16)第8648号	平成17年2月8日	服部建工(株)	黒河 久弘	西条市神拝甲233	平成22年1月13日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	新居浜東港線	新居浜市田の上四丁目888番1地先から 同田の上四丁目888番3地先まで	旧	メートル 4.8~4.9	キロメートル 0.019	
			新	5.0~8.1	0.019	

○愛媛県告示第 188 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 2月19日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	小下地区	平成21年11月30日

○愛媛県告示第 189 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	松山松前伊予線	伊予郡松前町大字筒井字中須賀361番 8	旧	メートル 9.1～ 9.4	キロメートル 0.027	
			新	10.2～ 10.3	0.027	

○愛媛県告示第 190 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山松前伊予線	伊予郡松前町大字筒井字中須賀361番 8	平成22年 2月19日

○愛媛県告示第 191 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
（般・特 - 17）第1325号	平成17年 6月30日	（株）清水建設	清水 茂	大洲市長浜甲1030 - 40	平成22年 1月4日	土木工業業 とび・土工工業業 管工業業 しゅんせつ工業業 造園工業業 水道施設工業業	建設業の廃止
（般 - 19）第13015号	平成20年 3月15日	住建ヒョウドウ	兵頭 梅和	宇和島市別当 6 - 7 - 13	平成22年 1月8日	建築工業業	建設業の廃止 （法人成り）

○愛媛県告示第 192 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東2710番から 同町大瀬東3722番 2 まで	平成22年 2月20日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。

平成22年 2月19日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
医療機器の購入（保育器）一式 （47セット）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成22年 2月 3日	株式会社カワニシ松山支店 伊予郡砥部町重光241番地3	130,678,800円	一般競争入札	平成21年12月25日